

平成26年度

第1回米子市国民健康保険運営協議会

諮問に関する説明資料

【諮問】

国民健康保険事業の安定的な運営を行うためには、必要な財源に見合う国民健康保険料の確保が必要であり、平成27年度国民健康保険料の改定について諮問する。

本市の保険料率は、平成23年度に改定し、当年度については2億4,666万円の前年比増となりましたが、その後被保険者数の減少が著しく保険料調定額は減少を続けています。減少幅も年々広がっている状況です。

支出の面では、1人当たり医療費が増加を続けており、被保険者が減少しているにもかかわらず総額では増加する傾向となっています。併せて、後期高齢者支援金、介護納付金も大幅な増加が続いている状況にあります。

その結果、平成26年度では4億7,247万8千円の歳入不足を見込んでいます。なお、現時点では赤字解消のための一般会計からの繰入金が見込めないため、見込み額には算入していません。

このままの状況で進んだ場合には、平成27年度には6億7千万円、平成31年度には19億2千万円の赤字になるものと思われます。

このような状況を解消するため、次の案に基づき平成27年度の国民健康保険料の料率等を改定するため国民健康保険運営協議会に諮問し、意見を伺った上で改定しようとするものです。

(1) 現状

平成26年度歳入不足見込み額 4億7,247万8千円

内前年度の繰上充用金が3億389万円で単年度収支としては1億6,858万8千円です。

(2) 保険料率等改定の基本方針

(ア) 5年先を見据え、平成31年度には累積赤字を解消するように改定案を作成する。

(イ) 基礎賦課分、介護納付金についての不足が大きいためこれらについて改定する。

(ウ) 資産割については据置とする。

(エ) 被保険者数、世帯数、所得金額及び固定資産税額については近年の動向により推測し各年度で算出した。

(3) 保険料改定案

今後の収納率は平成31年度に県内上位となる94%となるように、平成27年度の収納率を90.0%、以降毎年1%の上昇として作成した。

(4) 今後の取組

(ア) 医療費の抑制対策

・ジェネリック医薬品の普及促進

・レセプトの内容点検、過誤調整の強化

(イ) 保健事業の充実

・特定健康診査、特定保健指導の受診率の向上を、健康対策課と連携して実施

・人間ドックにより疾病の早期予防発見

・データヘルス計画を作成し、重複頻回受診の抑制、糖尿病性腎症等の重症化予防に努める

(ウ) 収納対策強化

・初期未納者への早期接触を図る

・夜間、休日の納付相談

・悪質滞納者に対する差し押さえなどの滞納処分の強化

改定案総括表

1 保険料で賄う金額について

平成31年度累積赤字見込み額

1,915,400 千円

平成31年度末の累積赤字額を解消する案として

	【案1】	【案2】	【案3】
保険料で賄う金額 (千円/5年間)	1,915,400	1,315,400	1,015,400
一般会計からの法定外繰入金の額 (千円/年度)	0	100,000	150,000
一般会計からの法定外繰入金の総額 (千円) (下段は割合)	0 0%	600,000 31%	900,000 47%

2 各案による料率等

		現行 料率等	改定案 【案1】	改定案 【案2】	改定案 【案3】
基礎 賦課額	所得割	7.31%	8.40%	8.00%	7.83%
	資産割	16.40%	16.40%	16.40%	16.40%
	均等割	21,500円	26,000円	24,300円	23,600円
	平等割	21,500円	26,000円	24,100円	23,200円
後期高齢者 支援金	所得割	2.30%	2.30%	2.30%	2.30%
	資産割	9.60%	9.60%	9.60%	9.60%
	均等割	8,000円	8,000円	8,000円	8,000円
	平等割	7,500円	7,500円	7,500円	7,500円
介護 納付金	所得割	1.95%	2.70%	2.45%	2.29%
	資産割	9.60%	9.60%	9.60%	9.60%
	均等割	9,200円	11,900円	10,400円	9,500円
	平等割	4,800円	6,300円	5,600円	5,100円
1人当たりの保険料 (介護納付金を含む)		98,706円	116,514円	110,755円	107,742円
		-	118.04%	112.21%	109.15%

計算の方法

所得割	前年の総所得金額から33万円を控除し料率を掛ける
資産割	当該年度の土地家屋に係る固定資産税額に料率を掛ける
均等割	被保険者1人当たりに係る額
平等割	1世帯当たりに係る額

3 モデルケースによる各案での保険料及び引き上げ額

(単位:円)

いずれのケースも固定資産税が課税されている世帯については、資産割が加算されます。ただし資産割額は据置とするので引き上げ額には影響しません。欄外左の は軽減割合を示し、保険料は軽減後の金額としています。

39歳以下の単身者世帯

所得金額	現行 保険料	【案1】による		【案2】による		【案3】による	
		保険料	引き上げ額	保険料	引き上げ額	保険料	引き上げ額
33万円以下	17,500	20,200	2,700	19,100	1,600	18,600	1,100
500,000	45,500	51,800	6,300	49,400	3,900	48,300	2,800
1,000,000	122,800	139,100	16,300	132,900	10,100	130,100	7,300
2,000,000	218,900	246,100	27,200	235,900	17,000	231,400	12,500
3,000,000	315,000	353,100	38,100	338,900	23,900	332,700	17,700
4,000,000	411,100	460,100	49,000	441,900	30,800	434,000	22,900
5,000,000	507,200	567,100	59,900	544,900	37,700	535,300	28,100
6,000,000	603,300	655,900	52,600	647,900	44,600	636,600	33,300

600万円の所得金額の場合、【案1】では基礎賦課額で超過に該当します。

65歳から74歳までの夫婦世帯

所得金額	現行 保険料	【案1】による		【案2】による		【案3】による	
		保険料	引き上げ額	保険料	引き上げ額	保険料	引き上げ額
33万円以下	26,300	30,400	4,100	28,800	2,500	28,100	1,800
500,000	60,200	68,800	8,600	65,500	5,300	64,100	3,900
1,000,000	134,700	152,800	18,100	145,900	11,200	142,900	8,200
2,000,000	216,700	244,800	28,100	234,200	17,500	229,600	12,900
3,000,000	312,800	351,800	39,000	337,200	24,400	330,900	18,100

39歳以下の夫婦と子2人

所得金額	現行 保険料	【案1】による		【案2】による		【案3】による	
		保険料	引き上げ額	保険料	引き上げ額	保険料	引き上げ額
33万円以下	44,000	50,800	6,800	48,100	4,100	47,000	3,000
500,000	89,700	102,800	13,100	97,800	8,100	95,700	6,000
1,000,000	137,800	156,300	18,500	149,300	11,500	146,300	8,500
2,000,000	278,000	314,200	36,200	300,600	22,600	294,800	16,800
3,000,000	371,800	419,800	48,000	401,800	30,000	394,100	22,300
4,000,000	467,900	526,800	58,900	504,800	36,900	495,400	27,500
5,000,000	564,000	633,800	69,800	607,800	43,800	596,700	32,700
6,000,000	657,800	670,000	12,200	670,000	12,200	670,000	12,200

600万円の所得金額の場合、後期支援金でのみ超過であったものが、改正案全てで基礎、介護でも超過に該当します。

40歳代の夫婦と子2人

所得金額	現行 保険料	【案1】による		【案2】による		【案3】による	
		保険料	引き上げ額	保険料	引き上げ額	保険料	引き上げ額
33万円以下	50,900	59,800	8,900	56,000	5,100	54,200	3,300
500,000	104,600	122,400	17,800	115,100	10,500	111,600	7,000
1,000,000	162,400	189,400	27,000	178,900	16,500	173,600	11,200
2,000,000	329,100	383,300	54,200	362,600	33,500	352,300	23,200
3,000,000	440,600	513,000	72,400	485,500	44,900	471,700	31,100
4,000,000	556,200	647,000	90,800	613,000	56,800	595,900	39,700
5,000,000	671,800	773,800	102,000	740,500	68,700	720,100	48,300
6,000,000	785,100	810,000	24,900	810,000	24,900	810,000	24,900

500万円の所得金額の場合、【案1】では介護納付金賦課額で超過に該当します。

600万円の所得金額の場合、後期支援金でのみ超過であったものが、改正案全てで基礎、介護でも超過に該当します。

財 政 見 通 し

財政の経過及び見込み(保険料率の見直しをしない場合、かつ法定外の繰り入れが無い場合)

(単位:千円)

歳入科目	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
保険料(税)	2,872,143	3,118,802	3,019,342	2,998,376	2,891,613	2,960,372	2,952,338	2,923,690	2,881,064	2,848,977
国庫・県支出金	4,641,868	4,739,072	4,289,209	4,322,671	4,536,841	4,596,638	4,606,268	4,637,386	4,667,972	4,691,910
前期・療養給付費等交付金	4,047,635	4,765,991	5,050,438	5,219,703	4,974,822	4,974,822	4,974,822	4,974,822	4,974,822	4,974,822
共同事業交付金	1,832,670	1,655,558	1,692,604	1,747,435	1,910,275	3,959,984	3,959,984	3,959,984	3,959,984	3,959,984
一般会計繰入金	1,141,270	950,879	1,139,935	1,215,953	1,204,472	1,203,472	1,202,472	1,201,472	1,200,472	1,199,472
その他	43,573	47,073	51,934	54,756	34,454	34,454	34,454	34,454	34,454	34,454
歳入合計	14,579,159	15,277,375	15,243,462	15,558,894	15,552,477	17,729,742	17,730,338	17,731,809	17,718,768	17,709,618

歳出科目	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
総務費	368,893	315,854	327,189	327,178	347,123	346,123	345,123	344,123	343,123	342,123
保険給付費	10,087,034	10,318,148	10,224,806	10,540,398	10,585,243	10,684,837	10,704,097	10,721,531	10,737,079	10,750,682
後期高齢者支援金等	1,536,431	1,682,421	1,839,688	1,909,714	1,857,108	1,867,108	1,867,108	1,904,249	1,942,132	1,970,773
前期高齢者納付金等	2,649	4,983	1,926	1,944	1,963	1,963	1,963	1,963	1,963	1,963
介護納付金	676,527	716,735	759,396	794,097	766,227	776,227	776,227	783,889	791,628	797,261
共同事業拠出金	1,920,371	1,826,093	1,841,309	1,784,751	1,871,797	3,959,984	3,959,984	3,959,984	3,959,984	3,959,984
保健事業費	123,791	138,546	129,631	132,956	150,815	150,815	150,815	150,815	150,815	150,815
繰上充入金	143,024	302,494	169,567	202,580	303,890	472,478	670,582	886,349	1,161,884	1,510,629
その他(諸支出金、基金積立金)	22,934	141,669	152,529	169,165	140,789	140,789	140,789	140,789	140,789	140,789
歳出合計	14,881,654	15,446,943	15,446,041	15,862,783	16,024,955	18,400,324	18,616,688	18,893,692	19,229,397	19,625,018

累計収支	-302,495	-169,568	-202,579	-303,889	-472,478	-670,582	-886,349	-1,161,884	-1,510,629	-1,915,400
単年度収支	-159,471	132,926	-33,012	-101,309	-168,588	-198,104	-215,768	-275,534	-348,745	-404,771

保険料の改定が無く、今後平成31年度に94%となるよう努め収納率向上対策を実施し、下記繰入額を繰り入れる場合

1 法定外繰入を今後毎年度 億円ずつ投入する場合

	26	27	28	29	30	31
累計収支	-472,477	-670,581	-856,211	-1,072,108	-1,332,818	-1,621,634
単年度収支	-168,588	-198,104	-185,631	-215,897	-260,710	-288,817

2 法定外繰入を今後毎年度 億円ずつ投入する場合

	26	27	28	29	30	31
累計収支	-372,477	-470,581	-556,211	-672,108	-832,818	-1,021,634
単年度収支	-68,588	-98,104	-85,631	-115,897	-160,710	-188,817

3 法定外繰入を今後毎年度 億円ずつ投入する場合

	26	27	28	29	30	31
累計収支	-322,477	-370,581	-406,211	-472,108	-582,818	-721,634
単年度収支	-18,588	-48,104	-35,631	-65,897	-110,710	-138,817

保険料を各【案】により改定した場合の収支

【案1】により改定した場合

	26	27	28	29	30	31
累計収支	-472,477	-334,420	-202,167	-96,572	-15,999	46,679
単年度収支	-168,588	138,058	132,252	105,595	80,573	62,678

【案2】により改定した場合

	26	27	28	29	30	31
累計収支	-372,477	-263,911	-141,757	-50,181	-3,594	14,517
単年度収支	-68,588	108,566	122,154	91,576	46,586	18,111

【案3】により改定した場合

	26	27	28	29	30	31
累計収支	-322,477	-225,493	-117,476	-39,944	-5,061	1,755
単年度収支	-18,588	96,984	108,017	77,532	34,883	6,816

県内4市と鳥根県3市の保険料賦課状況

項 目		改定案1 (平成27年度)	改定案2 (平成27年度)	改定案3 (平成27年度)	米子市	鳥取市	倉吉市	境港市	松江市	出雲市	大田市	
2. 保険料(税)関係について												
1人当たり調定額(現年度分) 介護分は第2号被保険者1人当たり												
平成25年度 決算額	医療分	一般			59,107円	65,332円	59,521円	62,134円	72,295円	74,191円	71,447円	
		退職			58,083円	73,591円	69,869円	74,916円	86,707円	78,439円	84,349円	
	後期高齢者支援分	一般			20,281円	19,232円	16,483円	15,662円	24,276円	15,979円	20,555円	
		退職			20,332円	21,836円	19,354円	18,879円	29,247円	16,678円	24,351円	
	医療分+後期分合計	一般合計			79,388円	84,564円	76,004円	77,796円	96,571円	90,170円	92,002円	
	介護分	一般+退職			20,717円	20,750円	18,471円	20,618円	28,863円	90,608円	26,649円	
保険料総額				100,105円	105,314円	94,475円	98,414円	125,434円	180,778円	118,651円		
平成26年度 本算定時	医療分	一般	68,548円	65,171円	63,702円	58,063円	62,432円	59,337円	59,801円	73,761円	75,841円	68,227円
		退職	64,898円	61,770円	60,410円	49,359円	60,823円	58,234円	66,154円	75,816円	78,452円	64,022円
	後期高齢者支援分	一般	20,737円	20,737円	20,737円	20,210円	19,688円	16,597円	15,177円	23,045円	16,608円	19,788円
		退職	20,065円	20,065円	20,065円	17,553円	19,342円	16,205円	16,868円	23,691円	16,773円	18,524円
	医療分+後期高齢者支援分合計	一般合計	89,285円	85,908円	84,439円	78,273円	82,120円	75,934円	74,978円	96,806円	92,449円	88,015円
	介護分	一般+退職	27,229円	24,847円	23,303円	20,433円	20,180円	18,903円	19,811円	26,241円	28,715円	24,489円
保険料総額		116,514円	110,755円	107,742円	98,706円	102,300円	94,837円	94,789円	123,047円	121,164円	112,504円	
		順位			5位	4位	6位	7位	1位	2位	3位	
平成26年度保険料(税)率												
医療分+後期高齢者支援金分	所得割	10.70%	10.30%	10.13%	9.61%	10.50%	8.70%	8.75%	11.88%	10.92%	13.50%	
	資産割	26.00%	26.00%	26.00%	26.00%	21.20%	28.00%	26.77%	-	-	-	
	均等割	34,000円	32,300円	31,600円	29,500円	32,300円	31,400円	30,800円	39,300円	36,500円	36,540円	
	平等割	33,500円	31,600円	30,700円	29,000円	33,700円	28,600円	31,600円	27,900円	27,600円	26,100円	
介護分	所得割	2.70%	2.45%	2.29%	1.95%	2.20%	1.55%	1.82%	2.80%	2.86%	3.10%	
	資産割	9.60%	9.60%	9.60%	9.60%	4.40%	6.50%	6.51%	-	-	-	
	均等割	11,900円	10,400円	9,500円	9,200円	9,000円	8,500円	9,000円	10,920円	11,400円	9,720円	
	平等割	6,300円	5,600円	5,100円	4,800円	6,200円	5,000円	4,800円	5,640円	6,200円	5,220円	
モデルケース世帯の保険料(税)額/年額 (H26年度分)												
例: 40代の夫婦と10代の子ども2人の4人家族 夫: 所得200万円、妻: 所得なし 資産割額については、国保世帯の平均固定資産税額から算定												
		398,300円	377,500円	367,200円	344,000円	373,800円	326,300円	329,650円	415,210円	392,206円	434,600円	
H25年度 国保加入者一人当たり所得					612,241円	628,740円	615,177円	771,071円	739,179円	767,698円	567,894円	